

鳥取市補助金カルテ

NO.	057	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8083
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市生活衛生営業振興事業補助金				
概要	公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター及び各生活衛生同業組合の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策4202）環境保全活動の推進				
創設年度	H30	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	組合員の技術力向上、後継者育成のための講習会等を年1回・参加者20名以上で実施				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	予防費			
歳出事業名	生活衛生営業許可・監督指導事業費							
R8予算	302千円							
R8予算 積算根拠	鳥取県生活衛生営業指導センター 175,000円×17%= 29,750円				過去実績	件数	決算額 (千円)	
	鳥取県美容業生活衛生同業組合 786,520円×17%=133,708円				R7 (見込)	4	221	
	鳥取県理容生活衛生同業組合 411,000円×17%= 69,870円				R6	4	183	
	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合 399,600円×17%= 67,932円				R5	4	209	
					R4	3	139	
補助率・補助額	100分の17					上限額	設定なし	
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）							

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	公益財団法人鳥取県生活衛生営業指導センターまたは各生活衛生同業組合
交付要件	生活衛生関係営業の振興のために行う事業（複数の生衛団体が共催する事業を含む。）
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	報告書、決算書、領収書、レシートを確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	生活環境課/生活衛生業の衛生水準の維持向上及び業界の活性化につながるかどうかを評価
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	058	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8084
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市家庭用生ごみ堆肥化容器等購入費補助金				
概要	家庭ごみの減量化を図るため、生ごみ堆肥化容器等の購入に要する経費を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策4201）循環型社会の形成				
創設年度	H14	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	可燃ごみの排出量を前年度より0.8%減量 ※生ごみは可燃ごみの大部分を占めている。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	清掃費	目	清掃総務費
歳出事業名	ごみ減量化推進事業費				
R8予算	164千円				
R8予算 積算根拠	・生ごみ堆肥化容器 27件×4千円 ・生ごみ堆肥化基材 28件×2千円				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R7 (見込)	55	145		
	R6	52	134		
	R5	74	189		
	R4	82	200		
補助率・補助額	3分の2				
上限額	4千円				
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	市内に居住し、家庭用生ごみ堆肥化容器等を購入する個人。
対象経費	家庭から排出される生ごみを処理するための家庭用生ごみ堆肥化容器等の購入に係る経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
合規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

合規性	-
3 E	2-5 ごみ減量を推進するため、動機付けを高めたもの。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	059	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8082
適合性判定	適切		予算措置 令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市こどもエコクラブ活動支援補助金				
概要	こどもエコクラブとして登録されているクラブの活動費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策4202）環境保全活動の推進、第3期鳥取市環境基本計画、鳥取県トリボーン！環境活動支援補助金交付要綱				
創設年度	H21	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	環境人材の育成・活性化に貢献したと感じる補助事業実施者の割合80%以上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	環境衛生費	
歳出事業名	環境教育推進費					
R 8 予算	210千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	登録メンバー及びサポーターの総数（4団体）420人×500円＝210千円			R 7 (見込)	4	210
				R 6	5	202
				R 5	6	353
				R 4	6	285
補助率・補助額	10分の10			上限額	150千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	こどもエコクラブ全国事務局に登録した市内こどもエコクラブのメンバー及びサポーター				
交付要件	こどもエコクラブ全国事務局に登録済の市内のこどもエコクラブが実施する環境学習・活動。				
対象経費	講師等への謝金（事業実施団体の構成員に対するものは除く。）、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、チラシ印刷費等）、役務費（行事保険料等）、委託料、使用料及び賃借料（自動車借上、会場借上料等）等。食糧費及び備品購入費は、交付対象経費になるか否か、個別に内容を審査する。				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書へ領収書を添付させ、確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	○	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 本事業は県間接事業であり、補助額の1/2が県補助金となるため、実質1/2となる。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	060	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8082
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市置き配ボックス普及促進事業補助金				
概要	脱炭素社会の実現に向けた取り組みとして、市内で置き配ボックスを設置しようとする家庭に対して、購入費の一部を助成することで、再配達に伴う温室効果ガスの排出を抑制する。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策4202）環境保全活動の推進				
創設年度	R08	終期	R8年度末で効果検証		
効果目標	補助金活用による置き配ボックス設置100件以上				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	環境衛生費		
歳出事業名	置き配普及促進事業補助金						
R8予算	1,000千円						
R8予算 積算根拠	補助上限額 見込件数 10,000円 × 100件 = 1,000,000円				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R7 (見込)	0	0
					R6	0	0
					R5	0	0
					R4	0	0
補助率・補助額	2分の1				上限額	10千円	
特定財源	県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	申請者要件：本市に住所を有する市民で、市税の滞納がない者。 対象設備要件：新品未使用で3辺合計100cmの物品を収納できる置き配ボックスで、盗難防止措置されたもの。令和8年4月1日～令和9年3月31日の間に購入・設置が完了したもの。 対象住宅要件：申請者自身が居住する既存住宅であること。
対象経費	置き配ボックスの購入にかかる経費（消費税及び地方消費税を除く。）
精算方法	事業完了後に申請するため、精算しない（申請時に実績等を確認）。
実績確認	申請書兼請求書に領収書を添付させ、確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	061	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8082
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市指定保護地区及び保存樹木等保全事業補助金				
概要	良好な自然環境の保護地区及び保存樹木等の保全のため、権利者等が行う保全措置に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市自然保護及び環境保全条例第14条				
創設年度	H11	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	・樹木医診断, 治療の実施（年3か所以上）・剪定等の保全に必要な事業の実施（年1か所以上）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	衛生費	項	保健衛生費	目	環境衛生費	
歳出事業名	名木・古木保存費					
R8予算	118千円					
R8予算 積算根拠	・国安稲荷神社椎の木 枝落とし 66千円 ・樹木医診断経費 52千円					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R7 (見込)	3	525		
		R6	0	0		
		R5	1	467		
		R4	0	0		
補助率・補助額	2分の1				上限額	設定なし
特定財源	なし（一般財源のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	保護地区又は保存樹木等の権利者等
交付要件	保全措置 保護地区又は保存樹木等を保全するための行為。
対象経費	保護地区又は保存樹木等の権利者等が行う保全措置。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはなっていない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	062	担当課	生活環境課	外線	0857-30-8083
適合性判定	今後見直しが必要		予算措置	令和8年度 当初予算	
補助金名	鳥取市営墓苑行き乗合タクシー事業補助金				
概要	いなば墓苑及び第二いなば墓苑の利用者の交通手段を確保する事業を支援する				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥取市墓地条例				
創設年度	H23	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	墓参者需要の年間運行回数40回、乗車人員計70人の利用				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	墓苑費	項	墓苑費	目	墓苑費	
歳出事業名	墓地管理費					
R 8 予算	100千円					
R 8 予算 積算根拠	直近5年間の決算実績を考慮する					
				過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 7 (見込)	1	88
				R 6	1	66
				R 5	1	67
				R 4	1	70
補助率・補助額	10/10以内				上限額	設定なし
特定財源	その他（利用料、地元負担金、寄附金など）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	日本交通株式会社
交付要件	次の要件をすべて満たす事業とする。鳥取駅から第二いなば墓苑（いなば墓苑経由）までの間をタクシーにより、既存のバス路線を経由して運行すること。運行日を毎週日曜日及び市長が別に定める日とし、利用者が負担する運賃を既存の路線バスの運賃相当額とすること。運行ダイヤを午前1往復及び午後1往復の1日2往復とし、利用者の事前予約により運行とすること。
対象経費	タクシー運賃、消耗品費等（乗合タクシー（事前予約）を導入するために必要な消耗品費等）
精算方法	交付決定の年度末に補助額を確定し、精算する。
実績確認	報告書、収支決算書、日報の写しなどを確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 バス路線を補完する趣旨（バス運賃並みの料金とする）であるため補助率1/2以下は適さない。2-7 市営墓地への交通手段を確保するため、利用実績に応じて補助することとし、補助金額の上限を設けていない。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
審査理由	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。